三重県土地家屋調査士会各部の組織及び執行部会に関する規則

第１条　会則第55条の各部の組織はこの規則の定めるところによる。

第２条　前条の業務を執行するため、部に部長及び副部長を置く。

第３条　部長及び副部長は理事の中から会長が指名し理事会の承認を得る。

第４条　部長は所属部の業務を主管する。

２　副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは部長の職務を代行する。

第５条　理事及び必要に応じ会長が委嘱した会員をもって部会を構成する。

２　理事以外の部員は各部の部長が推薦し、会長が委嘱する。

第６条　部会は必要に応じ、担当副会長が部長と合議のうえ招集し、その結果を会長に報告する。

第７条　副会長は会長の定めるところにより各部を統括し業務執行に当るものとする。

第８条　会長、副会長及び会長指名部長又は副部長をもって執行部会を構成する。

２　執行部会は毎月始めに開催するものとし、必要に応じ業務執行に関係する部長、又は副部長を会長がその都度指名して招集する。

附　　則

（施行期日）

１　この規則は平成５年６月１日から施行する。

（規則の変更）

２　この変更規則は平成９年６月10日から施行する。

３　この変更規則は平成13年５月２日から施行する。

（施行期日）

１　この規則は平成16年４月26日から施行する。